

洪武朝の都察院について

間

野

潛

龍

目 次

一 序	108
二 都察院の創立	108
三 都察院の職掌	111
四 出巡事宜と地方行政	138
五 結	140

一、序

中國歴朝における重要な官廳の一つに御史臺とよばれるものがある。それはすべての役人の非違を取りしらべ、諸政が圓滑に行われるよう監察する役所であるが、明初におかれた御史臺は太祖皇帝の意圖より逸脱した方向に走つたため一旦廢止の憂目にあい、洪武十五年に改めて都察院として再出發するに至つたのである。これについては、すでに「明代都察院の成立について」（史林四三卷二號）の中でのべた通りである。しかしその後、太祖はこの都察院が六部及び五軍都督府とともに、國家の重要な機構であることは認めながらも、やはり洪武十三年におこつた胡惟庸事件を忘れかねて、なるべく獨走させないように、つねにその奔競を抑えていた。したがつて、太祖洪武朝においては、創立當時の都察院は正七品の衙門であり、やがてその機構の擴大、任務の重要性などから、正三品、さらに正二品の衙門に昇格させたけれども、本質的には正七品の監察御史が主體であり、本來の趣旨はなお踏襲していた。しかしして、それがいわゆる都察院として都御史中心の活動をもつようになつたのは、永樂朝以後さらに正統時代の憲綱に示された時期になつてからであろう。しかし今まで洪武朝の都察院の職掌、あるいはその性格についての研究は、殆んど没却してかえりみられなかつた。やはり都察院の全貌を知るには、まず洪武朝の都察院がどのようにあつたかを解明することが順序なので、ここでは一應この時期に問題をしぼつて、述べてみるとしよう。

二、都察院の創立

明代に都察院の名がはじめてできたのは、すでに述べたように洪武十五年十月丙子朔（一三八二）である。^① すなわち

洪武朝の都察院について

洪武十三年正月に左丞相胡惟庸らの大逆事件が發覺したのに端を發して、ついに同年五月に全面的に御史臺の機能を廢止し、ただ察院監察御史を殘した。これが諸政改革の經過にともなつて、多數の監察御史を統轄し、やがて國政の圓滑を期するために、ここに都察院と稱する中央機關を開設したものであつて、それはあくまでも御史臺の改組でなくして、察院の綜合化であり、官廳としての主體性を確立し、獨立的機能を發揮せしめんがための改革であつた。したがつて實錄の同十月丙子朔の條にも、

其文移則都察院故牒各道監察御史。監察御史呈都察院。

と、その相互關係を示し、名稱の上でも、中央におかれた官職名は監察都御史と稱し、地方十二道の監察御史をすべるようになつていたのである。

しかしこの場合に、以前の職制ことなり、次の三點において甚だ新しい試みであることに注意しなければならぬ。第一に新しく設けられた中央の監察都御史が、かつての地方監察の察院監察御史の品秩である正七品と同等にあてられていて、今回各省に分置された監察御史は、それよりもはるかに低い正九品の地位しか與えられていないということである。これは都察院が地方官僚の非違糾察という重要な職務をもつ中央官廳であるが、かつて明初におかれた御史臺においては、あまりに專權を持ち朝廷内の重職となつて、ついに謀反の溫床と化した點に鑑みて、都察院をむやみに獨走させないようにすること、それには都察院都御史を地方の御史の連絡機關的にみて、從前の監察御史の地位より高くしないことが考慮された結果であろうと考えられる。

第二に明初の御史臺においては、御史大夫・御史中丞・侍御史・治書侍御史・殿中侍御史などの中央諸官に、おおむね一名乃至二名という定數があつたのに對し、監察御史にははつきりした員數がなく、適時必要な人々が任用され

ており、その監察という任務にあつても、一般に官僚の糾察を行い、隨時に命を受けて地方の巡察に出かけるだけで、平常から誰にどの地方の巡察を行うとか、誰が何を受持つとかいうような指定された職務分擔が明示されていたわけではなかつた。しかるに新設の都察院には中央官として都御史八名、地方官として監察御史が十二道に分置され、五名とか三・四名とかがそれぞれの指定された道を受持つたのである。したがつてこれ以後、監察御史が十二道に配置されるという形態ができあがり、やがて十三道となつたが、明清を通じて都察院に屬する監察御史の基本的な形態となつたのである。

第三にこの都察院は諸政刷新の一環として出發したものであり、その衝にあたる人物にしても、過去の因襲にとらわれない人人を選任したということである。すなわち新任の都御史たる李原明・詹徽らが、いざれも秀才より抜擢されてこの任についており、また監察御史となつた木通甫等三人にしても、試監察御史に任せられた吳荃等五人にもして、同じく秀才より選ばれた者である。⁽³⁾ これは洪武十三年五月ごろよりとくに活潑となつた儒士の採用の延長とみると、ことができるが、ここでとくに秀才を選任したということは、ようやく科舉の制が軌道にのつてきたことと、すでに多數の秀才を徵してその優劣を分け、それぞれ職に當らしめる體制が出來つつあつたこと⁽³⁾、また官僚の惡習に染んでいない新しい人々に糾察させて、適確公正な監察の任務を遂行させることにあつたと思われる。かくして太祖がこの時期にあたつて、いかに新しい國家體制をうち立てるかに腐心したかが察せられ、そこに新王朝建設の新しい息吹が十分に感ぜられる。

さてこの都察院において、第一に何を行つたらいいかが問題である。すべてが新制度で進めなければならぬ。もちろん官僚糾察は歴代諸王朝においても行つてきしたことであるが、明朝國家の都察院として、權威ある規範を示さな

ければならぬ。具體的に全國を監察することは、新設の十二道監察御史がその任に當るわけであり、また平常からその實を擧げるべきものとして、各地に按察司が存置されているが、かれらに對して新王朝の新方針を打出して指針を示さねばならない。すなわち監察御史が十二道を監察するためには、その地方監察の具體的な準據を設定しなければならない。また按察司に對しても、その準據すべき規範を前もつて明示しておかねばならない。これがさしつまつて都察院に課せられた緊急の問題であつた。そこで都察院では早速その課題ととりくんで、全力をあげて規準作成となりかかつた。ともかく地方巡察が當面の課題であるから、太祖の命をうけて、十月一日に都察院が成立してから、わずか一カ月と半ばあまりで、まずその地方巡察の規範ともいふべき巡按事宜を作成し、ようやく各地の按察司に頒布することができた。實錄によると、洪武十五年十一月戊辰（二十三日）の條に、

命都察院。以巡按事宜。頒各處提刑按察司。俾各舉其職。凡府州縣。社稷山川。壇壝帝王陵廟。必令修潔。祭祀以時。忠臣烈士。末入祀典者。孝子順孫。義夫節婦。末旌表者。必詢訪其實。以聞。興舉學校。察吏治得失。戢豪強。均賦役。存問縟寡孤獨廢疾。無以自振者。舉行鄉飲酒禮。及民間戚欣慶慰。宴會之際。必以齒序。伸理獄囚冤滯。稽考諸司案牘。官吏廉能者舉之。貪鄙者黜之。徵求遺逸。以進諸朝。賑贍流民。以復其業。倉庫錢穀。必會其贏縮。山川道里。風俗物產。必知其所宜。來朝之日。則條列以聞。著爲令。

とあげている。これによつてわかるように、まず各府州縣の祭祀を嚴重に行ない、これを修潔に保つこと、忠臣烈士の祀典、孝子順孫などの旌表をよく行なうことが第一である。ついで學校の教育を振興し、官吏の政治の得失をしらべ、強豪をおさえ、賦役を均しくし、孤獨廢疾者を救恤し、鄉飲酒禮をとり行ない、民間の慶弔宴會における年齒の序列を明らかにし、冤罪をとりしらべ、諸司の案牘をよく調査して、官吏の廉能者を推舉し、貪鄙な者をしりぞけ、

地方の隠逸者をよく朝廷に推し、流民を安定させること、また倉庫錢穀の過不足を當り、地方の民生の安定をよく調べて、朝廷に上申することなどがあげられており、巡按のなすべき任務はかくのことく、具體的にあるべしと明示したのである。

もちろんこれは事宜として甚だ體裁の整備されていないものではあるけれども、ともかく明代の風憲官に示された最初の巡按規定として甚だ重要であり、後にこれが増損されて會典などに列舉される分巡事宜に發展したといい得る。さてこのような規範にのつとつて、都察院は地方行政を監察し、按察司はその實を擧げるよう職務が明示されたのであるが、地方の按察司が十分にその意を體して直ちにその機能を發揮したわけではない。とくに洪武十四年三月、地方の布政司が整備改設され、新しい體制が進められた時に、同じく提刑按察司も再出發することになり、各地に提刑按察司を設置するとともに、その職務の運営の圓滑を期するために、各省に按察分司が數ヵ所に分置されたが、これがさらに洪武十五年九月には各府州縣にも分司が設置されて、かなりその體制は細分化されていたわけである。ところがこの分司がかえつて細分化されすぎたために繁雜となり、時には折角の新しい事宜も十分に徹底せず、その任に當るべき官僚の中には、分司相互の間に、あるいは新しい監察御史との間に違戻がおこるという事態も生じてきたのである。したがつて、按察分司の過大にすぎる設置は種々の物議をかもすことになつたので、ついに洪武十六年三月壬申（二十九日）には、天下の府州縣提刑按察分司を廢止することに決定した。この廢止によつて按察司は各布政司の設置されている所と同じ地にのみ存置されることになり、地方行政としては、一應後退したかの感がある。しかしその事は實は他面で監察御史の活動が漸次軌道にのつてきて、十分にそれで補える體制ができあがつてきたことを物語るものに外ならない。

以上において、まず出發當初の都察院について簡単に論じた。しかし監察機關は元來國家の要職である。まして地方諸官僚にとつては最もおそるべき官廳である。かくて地方體制が漸次ととのつてくると、必然的に中央における發言力も強くなつてくる。かねて御史臺の時代において、三權の一とかぞえられたが、都察院となつても、やはり六部・五軍都督府と同じく行政と軍事、そして監察が國家の政治の中でも最高の職責となつてゐるので、歲月とともにその重要性が増え、やがてはそれだけの地位を認めなければならなくなつてきた。すなわちその具體的な事實が、洪武十六年六月十六日に発布された都察院の正三品衙門への昇格となつて現れてきたのである。とくに中央における都御史は、ただに監察御史の中央官としてのみならず、京師における獨立官廳の代表者としての地位を表明せねばならない。そして軍事、行政などの他官廳と對等で事を行なう地位として認められなければならない。このような地位が左右都御史各一人の正三品官であり、やがては明初の御史臺のよう、左右都御史は御史大夫的地位となり、左右副都御史各一人（正四品）、左右僉都御史各二人（正五品）が御史中丞、侍御史的地位におかれ、經歷司を設けて經歷（正七品）・知事（正八品）が配置され、中央官廳としての體裁が整つてきたのである。すなわちここで設けられた都御史以下の諸官は、はじめに設けられた監察都御史と同じく八名ではあるが、正三品より正五品に配された職能的地位におき換えられ、その下に司務を設けて、十全に機能を發揮しうる體制にきりかえたのである。ただ注意すべきはこの新しい都御史等の諸官は、職能的地位が相對的にかつての御史大夫・御史中丞など似ているが、職掌その他本質的には決して同じではないということである。なおまたこの改革でもう一つ考えられることは、各道按察司が從三品に引きあげられたことで、これは布政司とならび事を行なう場合、布政使が正三品であるのに對し、按察使があまりにも低位にあることは、一省の刑名按劾のことを行う上で困難をきたすということを恐れたものであろう。かくなる

と、その按察司よりも都察院が低くおかることは、さらに不都合である故、ここに思いきつた昇格が實施されたことと推察されるのである。

ただし、ここですべてが昇格されたものではなかつた。やはり本質的にかねての監察官僚の獨走を恐れる氣風は未だ抜けず、實際に地方の巡察にあたる監察御史の品秩のみは、そのままに正九品の地位にすえ置かれていたのである。しかし、翌十七年正月になると、さらに都御史が正二品に昇格されるとともに、左右副都御史（正三品）、左右僉都御史（正四品）、經歷（正六品）、都事（正七品）となり、地方の十二道監察御史も正七品に進められて、御史臺時代の品秩にかえり、ここに明一代の都察院の體制が成立したわけである。

三、都察院の職掌

洪武十七年を以て、都察院が本格的な體制を整えたといつてよい。何故なれば、それぞれの職官が定まるとともに、同年三月丙寅（二十九日）には、都察院の公署が正式に新造されることになつた。すなわち詔をくだして、刑部大理寺、審刑司、五軍斷事官廳などとともに、その公署を京城の北にある太平門外に建てることになり、その地を賀城と名づけた⁽⁴⁾。これは甚だ重要なことであつて、何故に都察院などを太平門外に置いたかということについて、實錄にもくわしく説明されているが、ともかく七宿の説からとつて、刑官を玄武の左、鍾山の陰においたこと、そして刑官の邪私なきことを要望したのである。さらにここで注目すべきは都察院が刑部、大理寺などの刑獄の官とともに、一括してこの地に設置されたことである。都察院はまさに官僚の刑獄をつかさどるものであり、その點で關係の深い他の諸官廳と同位置に設けられたのであるが、洪武十七年閏十月癸丑（十九日）には、さらに天下の諸司に

命じて、刑獄は皆刑部と都察院に屬して詳議評允せしめ、また大理寺に送つて審覆させ、かかる後に之を決することに定められた。したがつて、この三者は相即不離の關係にあるが故に、同一地區にその公署をおいたことがうなづけるのである。

ところで明史卷七三には都御史の職として「専ら百司を糾劾し、冤枉を辯明し、各道を提督して、天子の耳目、風紀の司となる」ことを明示し、なおくわしく(一)「凡大臣姦邪小人搆黨作威福亂政者劾」、(二)「凡百官猥貪貪冒壞官紀者劾」、(三)「凡學術不正上書隙言變亂成憲希進用者劾」、(四)「邇朝覲考察同吏部司賢否陟黜」、(五)「大獄重囚會鞫於外朝偕刑部大理讞平之」、(六)「其奉勅內地拊循外地各專其勅行事」と列舉しているほか、監察御史について、「主察糾内外百司之官邪或露章面劾或封章奏劾」とい、それぞれ各種の任務について、またくわしく敍述しているが、これはもちろん明代を通ずる都察院の職責である。しかし、これらの諸官の職責のうち(一)「凡大臣姦邪小人搆黨作威福亂政者劾」という項とか、(三)「凡學術不正上書隙言變亂成憲希進用者劾」などは、すでに洪武二十六年ころにその大要が明示されているものであつて、その點から云えば、實は都察院の職責の概要は洪武時代に明瞭に定まつていたといつてもよい。

しかればそれは何によつて示されたものであるか。大明會典卷之二百九⁽⁶⁾によれば、都察院一、風憲總例の項に、

在京都察院及十三道在外按察司。俱稱風憲衙門。以肅政飭法爲職。見諸司職掌及正統中所定憲綱條例。甚備各以類分列。其通行難附者載此。

といい、つづいて洪武二十六年の規定をまず擧げている。この規定はすでにその文中でのべているように、諸司職掌によつて示したものである。諸司職掌とは、洪武二十六年三月庚午（二十五日）に翟善等が勅を奉じてつくりあげた

もので、十巻から成り、明代の諸官職を六部（吏・戶・禮・兵・刑・工）と、都察院、通政司、大理寺、五軍都督府、斷事官などに分け、唐の六典にのつとつて各職掌を列舉してあり、その中に都察院の職掌を詳細にのべているものである。

それでは各職掌を具體的に示そう。

一、都御史以下諸官の職掌

(1) 凡文武大臣。果係姦邪小人。構黨爲非擅作威福。紊亂朝政。致令聖澤不宣。災異迭見。但有見聞。不避權貴。具奏彈劾。

いかなる高官であろうとも、姦邪の小人と關係して、構黨してほしいままに威福をなし、政治を亂るものがあれば、見つけ次第に權貴をも避けず、彈劾すること。

(2) 凡百官有司。才不勝任。猥瑣闇草。善政無聞。肆貪壞法者。隨即糾劾。

百官にして才能がなくて任にたえず、行いがいやしくて、善政がなく、貪冒で法をみだす者は、即刻に糾劾すること。

(3) 凡大小祭祀。敢有臨事不恭。牲幣不潔。褻瀆神明。有乖奠禮。失於舉行。及刑余疾病之人。陪祭執事者。隨即糾劾。

すべての祭祀にあたつて、進んで恭々しくせず、牲幣も不潔で、神明をけがし、禮式にさからい、事を失し、刑余疾病のようながれの者に祭祀の事を行わせるような者は、即刻に糾劾すること。

(4) 凡朝會行禮。敢有攬越班次。言語謔諱。有失禮儀。及不具服者。隨即糾問。

朝會行禮にあたつて、班次を亂し、言語もさわがしく、禮儀を失し、服裝もとのわないので、即刻に糾問すること。

(5) 凡在外有司。擾害善良。貪贓壞法。致令田野荒蕪。民人受害。體訪得實。具奏提問。

地方の官廳にあつて、善良なる風俗を害し、不正を行なつて法をこわし、田野を荒廢させ、人民に害を與えるような者はよくその實を調べて、提問すること。

(6) 凡學術不正之徒。上書陳言變亂成憲。希求進用。或才德無可稱。挺身自拔者。隨卽糾劾。以戒奔競。

學術不正の徒で上書して陳言し、先王の法憲を變亂し、進用をもとめ、あるいは才德も大していないのに、自ら推薦する者は、即刻に糾劾し、勝手な眞似をさせないように戒めること。

などが、列舉されている。^⑤すなわち諸司職掌に見ゆる條項の多くが明史に引用されており、洪武朝より都察院の職掌の過半が踏襲されていることを知るのである。ただここで一つ特に注意すべきことがある。それは明史においては、上の如き項目を都御史の職として監察御史と區別し、次に「十三道監察御史、主察糾内外百司之官邪……」と擧げているわけであるが、洪武の時代には、それほど都御史以下の中央諸官がとくに以上の項目について、責任を負わされたものでないことがある。すなわち換言すれば、都御史以下の中央諸官は、未だ地方各道監察御史の中央連絡あるいはただ統轄してその任務をやり易くするための代表機關的存在にすぎないという意識が強く殘存していることである。したがつて諸司職掌においては、都御史と監察御史の職分を次のように示している。

左右都御史。副都御史。僉都御史職。專糾劾百司。辯明冤枉。提督各道。及一應不公不法等事、其屬有十二道監察御史。凡遇刑名各照道分送問發落。其有差委監察御史出巡追問審理刷卷等事。各具事目請旨點差。

これにいう所によれば、實際に具體的な都察院の職能は、すべて監察御史の行う任務の中に含まれているものであり、實は都御史以下中央諸官は、この各道を提督することが主要な任務であつたと見なければならない。されば、すでに擧げた「糾劾百司」の六項目についても、諸司職掌では、これを「十二道監察御史職掌」といつて、「都御史職」とは全然書いていないということが、その間の事情を物語つてゐる。

このことは、後の都察院と明らかに異つた性格である。すなわち洪武朝においては、あくまでも都察院とは、察院の統合化されたものであり、都御史は御史を都べる者であるから、都察院の主體はあくまでも監察御史にあるといふ趣旨を變えていない。ところが、正統四年につくられた憲綱をみると、「凡都察院并監察御史……」といふ、また「凡監察御史行過文卷、從都察院磨勘」ともいふ、あるいは「凡都察院官、及監察御史按察司官吏人等」などといつて、監察御史と都察院官とは全く別の存在のような感をあたえる。このことは明史に明示することなく、都御史と監察御史の職分をはつきり區別するような事態を示すものであつて、洪武朝の都察院とは、本質的に大きな相異があることを知らなければならぬ。

二、監察御史の職掌

洪武朝においては、監察御史は十二道に分置された。まず十二道監察御史の擔當區分を示せば次のようになる。

浙江道

中軍都督府 留守中衛 廣洋衛 府軍左衛 神策衛 應天衛 和陽衛 直隸廬州府

江西道

前軍都督府 府軍前衛 納籍衛 龍江衛 龍驤衛 天策衛 直隸淮安府

洪武朝の都察院について

				福建道
		戶部	金吾後衛	飛熊衛
				直隸池州府
			吏部	常州府
			金吾前衛	旗手衛
				直隸蘇州府
			廣西道	
			通政使司	鎮南衛
				五軍斷事官
		工部	直隸松江府	直隸安慶府
				徽州府
		山東道	廣德州	
		兵部	羽林右衛	典牧所
				直隸鳳陽府
			刑部	徐州
				遼東都司
		廣東道		
		刑部	虎賚左衛	直隸應天府
		河南道		
		禮部	太常司	羽林左衛
				國子監
			刑部	翰林院
				欽天監
			禮部	光祿司
				儀禮司
			戶部	教坊司
				直隸揚州府
		陝西道		
		後軍都督府	江陰衛	蒙古左右衛
				府軍後衛
			禮部	鷹揚衛
				興武衛
			刑部	橫海衛
				大理寺
			禮部	行人司
				直隸和州
湖廣道				

右軍都督府 武德衛 水軍右衛 廣武衛 虎賀右衛 留守右衛 五城兵馬司 直隸寧國府

山西道

左軍都督府 留守左衛 英武衛 錦衣衛 水軍左衛 驍騎右衛 府軍右衛 龍虎衛 直隸鎮江府 太平府

以上が諸司職掌に示された十二道監察御史照刷卷宗衙門と稱するものであつて、それぞれの擔當監察御史が照刷文卷（帳簿取調）に當つては、各道内の官廳を監察するのみならず、軍隊諸衛所、直隸地區の諸府、あるいは中央の六部院司についても、分擔してこれを督察したことがわかる。

この刷卷（照刷文卷）、すなわち帳簿の調査は監察御史および按察司の重要な任務の一である。大明會典卷之二百十あるいは諸司職掌にはその調査の方法について、六房に分け詳細に説明している。たとえば戸房の開墾荒田の文卷をみると、荒間の田土數を擧げ、人を集め開墾し、何程の稅糧を納めるべきか、三年後にその科徵をはじめるに當つて、その人戸の姓名と開墾した田畝の數目などが正確に記載されているかどうかを見ることになつてゐる。そして實情を推究した結果、その事實の如何によつて罪に擬し、調査の判定を照過とか、通照とか、遲錯とか、埋沒とか例示して照駁することになつてゐた。

しかしこの刷卷、あるいは追問、審理などの仕事よりも、監察御史にとつて最も大きい任務は、出巡することであつた。その場合出巡の規準となるべきものが出巡事宜である。かつて都察院が成立すると、直ちに洪武十五年十一月勅によつてできたのが巡按事宜であつたが、それはただ必要な事項を簡単に羅列したものにすぎなかつた。しかし監察御史の體裁も整備され、地方の按察司との連絡が緊密になつてくると、その事宜もまとまつた形で提示しなければならなくなつてくる。かくて洪武二十六年には、詳細な出巡事宜が完備されたのである。その要旨を擧げてみると、

つぎのようである。

(一) まず州郡を分巡按治するには、期限にこだわらずに遍歴し、風憲の官吏はつとめて同行する必要がある。先後して互に離れて行動することは許さない。またその経過する地方で、弓兵を差撥して防護させ、規定によつて手當を支拂う正式の使役を雇い、心紅紅剣を買辦する外は、ほしいままに所司に命じて物貨を買い上げ、夫匠を私役し、多くの費用をかけるような行動は許さない。また勝手に官吏を遠方まで送迎させることは許さない。あるいはその分巡する地方が、任に當る官吏の原籍であるとか、またはその地方に於て讐嫌のことがあるならば、よろしくその官吏は廻避させて、この機に便乗して報復するようなことをさせてはならない。

(二) まず按臨の地方にいつたならば、罪囚の審錄、卷宗弔刷を行はば、少しでも餘暇があれば、みずから各地の祭祀壇場に詣つて、その祭器や壇宇が完全であるかどうかを調べ、その次には孤老を存恤し、衣類が十分に支給されているかどうかを調べ、ついで倉庫を巡視して、錢糧の虧缺があるかどうかを査算し、學校に行つて生員が成果をあげているかどうかを考課して勉勵し、これらの中間に欺弊があれば、ただちに規定のごとく究問する。

(三) つぎに軍民の詞訟をうけた時は如何に扱かうか。戸婚・田宅・鬪毆などの事件は、當然文簿をつくらせて告詞を書き寫し、番號を付して目じるしとして、日を限つて關係の有司に回付し、追問して明白ならしめ、事件が落着すれば、その事由を付して回報せしめる。若し本縣の官吏を告する場合は、その上級の府に告發し、本府の官吏を告發する場合は布政司に發し、布政司の官吏を告發する場合はすなわち按察司に發し、もし按察司の官吏を告發し、また各司の官吏の枉問刑名等を伸訴する場合には、他に轉委することを許さず、必らずみづから問い合わせ調べて奏聞し、聖旨を請うべきで、みだりに勝手な決をとつてはいけない。

(四)、各地の諸官でよく法を守り廉能あきらかなる者は、時に應じて舉奏し、また姦貪で公事を怠たり、政を亂し民を害する者は、律の如く究問せらる。

(五)、また各地で當然行うべき事柄は、それぞれ首領官吏に命じて抄案承行させること。その實際の服務についてはさらに具體的な事項として次のようなことを擧げてゐる。

(a) 科差賦役は、本府に令して、黃冊丁糧にあたるべき人戸の内より差役に當らせること。その差役には順次一周してまた始にもどるようにして、富者を免じて貧者に移差するようなことをして、人民を重擾してはならない。

まず、見役の里長の姓名を付して誓文をして誓文をし、報告させる。

(b) 坪岸墻（壩）堰陂塘は、府縣にいづけて官吏を提調し、それぞれ擔當地區を查勘して坪岸壩堰がどれほど坪缺しているか、陂塘溝渠がどれほど湧塞して、至急に修築堅完せなければならぬかをよく調査し、これを疏洗流通させ、旱潦に備えさせる。これは時を失すれば大事に至るものであるから、人民の生活をこわさないようによく意を用い、規定にしたがい回報せよ。

(c) 荒閑の田土は、本府の正官にいづけて、各種の方法で人民を召しあつめて開墾せしめ、時にしたがい布種し、當然納めるべき秋糧は、年限一杯まで待つて科徵し、荒れたままで放つておくことのないようにせよ。なおその任期内に開墾のすんだ田土の畝數は、規定にしたがつて報告せよ。

(d) 站驛は提調官にいづけて、平常から各驛の船馬を整備し、什物を鋪陳させ、一切を完備して、なおよく慣熟した人夫を常に驛に用意して、使客の遞送に手違ひのないようにさせる。そのためには、站船・人夫・什物・馬廐の頭匹などの數目を間違ひなく約束させて報告させる。

- (e) 急遞鋪（郵驛）は、提調官に命じて、常に鋪舎を點視せしめ、必要な什物は完備させ、鋪長司兵を嚴督させて、當時に鋪に待機して公文を走遞できるようにする。そしていさかいや遅刻、あるいは亡失のないように注意させる。なお往來差使の人々に鋪兵を役使し、鋪舎を損壊せしめないように禁約して、もし缺壊があれば直ちに修理し、なお各鋪の司兵の姓名・田糧・什物の數目などを記載して報告させる。
- (f) 橋梁・道路は提調官に命じて、常に點視させる。もし損壊した處があれば、農閑期を利用して修理させ、つとめて完全堅固にしておき、經行に阻害のないようにしておき。
- (g) 稅糧課程は、本府にいづけて歳辦の稅糧、諸色課程、それぞれの數目をあげて、保結（若し誤りあれば甘んじて重罪をうけるという文を付して）開報させる。
- (h) 戸口は本府にいづけて、籍簿に示された戸口をとりしらべ、城市郷都に分割して、舊管より實際にいくら増減したか、その實在の數目を列書して回報させる。
- (i) 學校は提調官にいづけて、廟學の損壞があれば、直ちに修理して完備せしめ、明師を厚く遇して生徒に教訓せしめ、つとめて人材を養成して、擢用にそなえさせるようにし、因循弛廢した風であつてはならぬ。なお現在の師と生徒の數と名を報告させる。
- (j) 軍需の收買などは、本府にいづけて、月を按じて、時價の妥當な金額で收買し、直ちに代金を支拂つて、官民互に缺損のないようにする。吏胥・里甲・鋪戸の連中がこれを利用して勝手に値切つたり、あやまちを犯したりすることのないようにして、回報させる。
- (k) 額造段疋等の物は、本府に令して、織染局の現在の各色人匠機張、歳辦の數目、必要な材料などを先ず列書さ

せて回報させる。

(l) 升斗秤尺などは、提調官にいいつけて、規定の様式を使つてゐるかを調べさせて、つとめて均平ならしめ、不逞の徒が勝手に私造のものを使つて、人々を欺くことのないようにさせる。

(m) 詞訟は本府に令して、できるだけ早く公にしたがい、律により歸結せよ。延滞して民生を妨廢し、吏胥をして勝手に情實を以て罪の變動をさせるようなことのないよう注意し、なお現に取り調べてゐる罪囚については、すでに結論の明らかなものと、未だ終つていないものとに分けて報告せよ。隱漏して自ら罪を招くことのないようにさせる。

(n) 皂隸弓兵は、本府ならびに所屬の衙門にいいつけて、額設の名數、籍貫、田糧の數目などを取り調べて列書させり。餘分のものを多くとつて、人民の生活を害なうことのないようにさせ、回報せよ。

(o) 節義に關しては、本府に令して、その境内に孝子順孫、義夫節婦があれば、果して志能卓異であるか、實績が明著であるかをしらべて、結罪譽保證せよ。富者を擧げて貧者をわすれ、差徭を影徹して、互に不正をなすことのないようにしてよ。

(p) 原設の申明・旌善亭は、もし損壊すれば本府に令して、所屬を嚴督させ、ただちに修理して、榜示を條列し、

善惡をして勸懲のあることを知らしめよ。ただ文のみ具つて實は廢弛することのないようにし、まず善惡の人數をしらべて回報せよ。

(q) 印信衙門については、本府および所屬の大小衙門によく照勘させて、保結回報せよ。

(r) 前年の分巡官による寄收贖罰の有無は、本府にいいつけて、現在の數目をよく取りしらべて、已に起解せるも

のか、未だ起解していないものか、その數目を分けて回報させる。

(s) 取り調べに當つては、本府にいっつけて、所屬の地區の詳細な地圖を用意させる。

(t) 律令の講讀にあたつては、本府ならびに所屬の官吏にいっつけて、熟讀玩味させて、律意を徹底させる。

(u) 鰥寡孤獨なる者は、本府に令して、所屬の養濟院において、衣糧を支給せしめ、時期に應じて物資を給與し、

存恤養贍せしめる。なお孤貧の名數をつらねて知らせること。

(v) 倉庫房屋は、本府の提調官をして、つねに點視せしめ、若し損壞があれば、ただちに修理せしめ、規定のこと

く關防をつくり、斗級人等に不正をなさしめぬようになしめよ。なお現在の錢糧等の物で、去年までの舊管と、今年の收除せる實在の數とを分割して、詳細な數目を造り、官吏結罪の文狀とともに、報告せよ。

(w) 官吏の脚色（履歴）については、本府ならびに所屬の見在の官吏の姓名・年甲・籍貫・歷任の履歴・到任の月日などをとりしらべさせて回報する。

以上、おおむね洪武二十六年に提示された出巡事宜の主な要綱をかかけたが、まことに詳細な服務規定であり、この事宜にもとづいて監察御史が地方の按察司とともに、その任務を遂行したのである。

洪武朝においては、すでに洪武十五年十月におかれた監察御史が、十二道にわたつて、あるいは五人、あるいは三・四人と配置せられたといわれている。かれらはいづれも「繩愆糾繆」の印を帶びて各地區を督察した。この場合、御史の印は十二道にそれぞれ二箇あり、みな「繩愆糾繆」と書くのみで、その一つを守院御史が掌どり、各道におかれた數名の御史のうち、年長なる者がその責任者として分巡した。また他の一は内府に藏して、事あれば印を受けて出で、事終れば復命してこれを納めることになつていた。しかしながら、各道の印文が同じでは許偽の行われる

虞れがあるので、洪武二十三年八月己巳（十日）に左副都御史袁泰が上奏して、ついに制を改め、守院の印は浙江ならば浙江道監察御史、他の地方もそれぞれこれに準じて十二道に應じて十二種の印をつくり、巡按の場合は巡按某處監察御史の印をつくつた。ただ江西・浙江および直隸の十府州は事務繁劇なるため、毎道印を十箇とし、他の道はみな五箇を鑄印した。^⑩

さてそれでは如何なる人物が洪武朝に都察院に任せられたか、次に舉げてみよう。ただし中央官廳である都御史・副都御史・僉都御史にとどめ、地方十二道の監察御史は省略する。

洪 十七 年	都	御	史	都	御	史	都	御	史	
	副	都	御		副	都		副	都	
	詹徽	(左)	趙仁	(右)	藥理	(右)	湯友恭	(右)	曹九臯	(左)
	由左僉都 陞吏部尚書		由五軍斷事 陞兵部尚書	由人才	由明經	由明經	由人才	由秀才	由吏員	
	藍子貞	(左)	張文通	(左)	阮仲志	(右)	唐鐸	(右)	袁泰	(右)
	由薦舉		由薦舉		由明經		由監察御史 陞刑部尚書		由羅山縣丞	
	張伯益	(右)	陳玄	(右)	戴莊	(左)	岐亭	(右)	劉文進	(左)
			由薦舉		由懷慶府通判		由賢良方正		馬守中	(右)
	高翼	(左)	凌漢	(右)	齊魯	(左)	高鐸	(右)	來恭	(右)
	由湖廣副斷事		由副都 復僉都		由賢良		由刑部右侍郎		由歲貢	
	官元善	(右)	凌漢	(右)						
二十二年	詹資善	(右)								

馬恭（左） 由舉人	劉觀（左） 由監察御史
景清（左） 由監察御史	周良（右） 由戶部主事
鄧文鑑（右） 由刑部郎中	張春（左） 由刑部郎中
三十一年	三十一年
暴昭（左） 由北平布政司參政	潘長壽（右） 由戶部尚書
周顥（右） 由刑部尚書	周璗（左） 由刑部尚書
程本立（左） 由明經	潘長壽（右） 由戶部尚書

四、出巡事宜と地方行政

およそ明代の地方行政^①は大きくわけて、十二布政使司に分れていた。すなわち太祖は洪武九年に行中書省を廢してのち、各省ごとに承宣布政使司と提刑按察使司、および都指揮使司をおいたが、いわゆる行政を擔當するものはこの布政使司であり、六部に直隸した京師、すなわち應天府とその周邊の地を除いて全國を浙江・江西・湖廣・四川・福建・廣東・廣西・山東・北平・河南・山西・陝西の十二布政使司に分け、これには左右布政使各一名、左右參政・參議若干名を配し、布政使が戸口・賦役・廩祿・科舉・祭祀・驛傳などほんどの一般行政を統轄した。そして其の下部組織として府・州・縣が存在し、地方自治組織である里甲を統率したのである。

しかして按察使司は、各布政使司と同じく全國に配置され、一般行政を除いた刑獄・糾察を擔當したのであるが、

これと相互依存關係を以て、監察御史がそれぞれ十二地方に分れて地方行政を糾察した。しかしかれらに示された出巡事宜をみると、すでに知らるるごとく、布政使司が扱かう一般行政に關して、如何にそれが實施されているかを督察し、その任が十全に行われていなければ、ただちに報告して、これを處罰することがその職掌となつてゐた。その點でいえば、間接的に地方行政そのものに關與していた譯である。また具體的にそれぞれの二十餘項目を順次見ていくならば、その事宜が如何にくわしく、また地方自治組織の運營にまでわたつて列舉しているかを知るであろう。

まず府・州・縣の行政のなかで大きな比重を占める科差・稅糧から見ることにする。事宜の中で(a)(c)(g)(h)などはこれに直接關係ある事項である。明代においてこれらの科差・稅糧の基本をなしたもののは賦役黃冊であるが、これは洪武十四年にはじめて編造に着手され、以後十年毎に更新した。その中には各里甲の順にしたがつて、各戸の籍を示し、まず官・軍・民・匠・寵等の籍、及び戸主の名・里籍を擧げた次に、その丁口（成丁・不成丁・婦女）の數、田土山塘の數とその科則、稅糧の數、房屋、牛隻等の數を列舉してある。これを各甲ごとにまとめ、さらに各里ごとに集めた上で、村落の四至、山水道路の實狀、人家の位置などを書いた里の圖をつけて、州縣に送付する。これを州縣の官吏が前回の原冊と比較對照して、その間の變化を調査し、戸口の舊管と實在、田土の開除と新收の實際を明確にし、以後十年間の稅糧賦課の基準とする。さらにこの各里の文冊をまとめ一州縣の地圖を付し、州縣全體の戸口・田土・稅糧等の總計を入れ、府に回付する。かくて府總冊を編して布政使司に送達するわけであるが、この間に手續の上で誤錯がないか、舊管との比較検討の上で疎漏がないなどをみるのが、出巡事宜に現われた事項として擧げられた(a)(c)(g)(h)などであつて、この事宜では黃冊編纂の場合にかぎらず、具體的な行政事項として、科差賦役を調査し、田土開墾の實情の報告を求め、稅糧課程を申告させたのである。

ただこの場合にどの程度まで監察がゆきとどいたかということになると、甚だ疑問が存する。何故ならば、如上の四項にしても、その令は本府をして行わしめるものといい、その下部である州縣にまで直接に指令するとは明示していないからである。勿論しばしば官吏をして、保結せしめる條項がある。すなわち官吏が「若し誤りあれば、いかなる重罪をもいとひません」という誓約文書を書かせて回報せしめるものである。しかし、それは多くの場合空證文に終るものであろうし、これがどの程度信用できたかは疑わしい。となると、監察御史あるいは按察使司の巡按の限界がどこまであるかということが問題になる。これは先に挙げた(a)より(w)までの項目を見れば一應推察できるように、その多くが「本府にいづけて調べさせる」方式であり、時には提調官に命じて行わせることがあるが、それもおおむね府単位になつてゐる。すなわち監察は一應府を基準として實施されていたものと見ていいであろう。

しかし監察御史や按察司が決してそれ以下とつながらないものという意味ではない。かえつて明朝としては、できるだけ地方自治組織とのギャップを埋めるべく努力しているのである。すなわち教民榜文の一條に、

直隸府州縣。從監察御史。在外布政司府州縣。從各道按察司。當加申明。務要依榜文內事理。永遠遵守。敢有視爲泛常。不行申明者。治之以罪。

といつてゐるが、この教民榜文なるものは洪武三十一年四月に出された四十一條の村落自治規定であり、地方自治組織の中心として里老人をおき、かれらの裁判權其他庶民教化の任を列記したものである。その中に一條をあげて、教民榜文に示された諸事項を永遠に遵守させるように監察御史や按察司でもつてバックアップするということを強調せざるを得なかつたのは、明朝が地方自治組織との連繫ができるだけ緊密に保持せんとして腐心していることを如實に物語つてゐるであろう。

ところでこの教民榜文によれば、戸婚・田土・鬪毆・失火・竊盜などはすべて、里老人の取扱うべき詞訟の一部となつてゐる。しかし、諸司職掌をみれば、もともと分巡した時に地方官の擔當事項としてそれが十全に行なわれているかどうか監察すべき事項の内にふくまれていたものである。それが州縣の小訴訟など官吏の怠慢によつて十分に行われず、そのため京師に越訴する者が連年ひきつづいたので、洪武二十七年(13)に民間の戸婚・田土・鬪毆・相争など一切の小事を里老人に委譲して斷決せしめたものである。したがつて、これらの小事に關しては直接に監察する必要が少なくなつたわけであるが、しかしまだ教民榜文の一條に、

本鄉本里。有孝子順孫義夫節婦。及但有一善可稱者。里老人等以其所善實跡。一聞朝廷。一申上司。轉聞于朝。
若里老人等已奏。有司不奏者。罪及有司。此等善者。每遇監察御史及按察司分巡到來。里老人等亦要報知。以憑覈實入奏。

とある事項は、分巡事宜の(o)節義の項に相應するものであり、この點では積極的に監察官の分巡に協力するような自治組織でもあつた。また事宜の内に申明・旌善亭の損壊を嚴督する項がある。すなわち本府に令してつねに申明・旌善亭を嚴督してこれを修理し、善惡を勸懲するものであるが、この申明・旌善亭(14)とは明初に地方教化機關として設置された施設であり、地方の犯罪を防止するため、風俗を傷り、罪を犯した者の姓名を榜示し、また孝子順孫義夫節婦の旌表をうけた者の名を書きしるして、勸善懲惡をすすめたのである。しかものちにはただ民間の人々のみならず、官吏に對してもこの兩亭が利用され、禮部に命じて善政著聞なる者はその郷の旌善亭にその名を掲げ、刑部に命じて内外諸司の官で法を犯し罪狀明著なる者は申明亭に掲げて勸戒せしめた(15)。さらに同二十三年十一月己丑朔には、「善惡を申明して、以て天下に勸懲せしめん」という上書をとりあげて、太祖は「旌善すれば善人勧め、懲惡すれば惡人息

む。朕さきに天下に申明・旌善亭を立てしめしは、まさにこれが爲なり」といつて、この二亭の意義をたかく評價している。しかして、この兩亭の管理については監察御史・按察司でもつて按視したのである。ところが教民榜文によれば、里老人の裁判の場合にはこの申明亭を利用しているもので、同第三條に「凡そ老人里甲、民訟を剖決するに、各里の申明亭において議決することを許す」とのべている。すなわち申明亭が裁判の場所としての性格を持つようになったことで、今までの官廳機構の一環としての施設が、自治的機能の一部に轉移されたものに外ならない。

これは甚だ注目すべきことである。何故ならば、民間的民彩の強かつた申明・旌善亭ではあるが、もともと官設の機構であり、やはり洪武朝においては、その運用管理は府州縣が直接これに當たり、監察御史や按察司でもつてこれを按視していたので、ともかくその機能は生かされていた。また諸司職掌の中にも監察御史の任務の一として、明らかにその監督を嚴重に行なうことが義務づけられており、洪武三十年に編纂された明律にも、「折毀申明亭」の項に、「凡そ申明亭の房屋を折毀し、及び板榜を毀つ者は、杖一百、流三千里」として、きびしく規定されている。しかるにその翌年に公布された教民榜文には、申明亭が里老人の表判を行う場所として開放されたことを明示しているのであり、このことは實はその管理権が地方官廳から、地方自治組織へ自から移譲されることをものがたるものではないか。とすればそれまでに於てすら十分にその管理の施されない状態であつたこの二亭が、ますます官權の後退につれて、本來の意義を失なつてゆくのではないかと考えられるのである。それは結局明初の本旨であつた二亭の意義の薄弱化となり、自から申明・旌善兩亭の衰亡となつてくると推察される。したがつて、その後に於て、しばしば申明・旌善亭を復活し、また里老人の制を強化し、教民榜文を再確認させようとする試みが行なわれたとしても、洪武末の體制における復活ならば到底その活動が十分に行なわれるものではないであろう。教民榜文の中に監察御史や按察司

との關係を強化する一條を盛りこんだとしても、すでに地方自治組織としての申明・旌善亭となり、里老人にあまり強制力を付與しないものであるかぎり、都察院の監察は申明・旌善亭の損壊を嚴督修理せしめるほどその地方自治組織にまで入り得ないものと考えられる。したがつて監察御史や按察司に榜文の事理を遵守させるように監視せしめようとしても、やはり監察は府州縣までの官僚機構に對する監察にとどまり、地方自治組織に直接影響^{を及ぼす程}ではなかつたと思われるるのである。

五、結

洪武朝の都察院は、いわば創成の意欲にもえた建設期に位置する官廳である。したがつて擔當官は進んで事にあり、またよく上奏して事を善處した。實錄の洪武二十九年二月乙卯（二十七日）の條には、監察御史の辛彥德が出按して彭澤を經た時に、民間では不作であるのに、官吏が存恤せず、その兒女を鬻ぐ者もあるということを聞いて、還つて上奏したことが擧げられており、帝は「縣令は最も人民と親しむべき位置にあるのに、恬として存恤を加えないのは以ての外だ」として、これを杖し、早速粟を發してその民に賑濟し、辛彥德も翌三月丁亥（三十日）には、監察御史より都察院左僉都御史に擧げられたというのである。

このようにおおむね體制がととのい軌道にのつた都察院の機構が、やがて太祖の歿後即位した建文帝に至ると、再び國初の制に倣つて御史府に改ため、御史大夫を設けるなど復活的變革を行なつた。ただしこれは數年を経ずして、成祖時代になれば洪武都察院の體制にもどしたのであるが、この成祖永樂朝から正統朝にかけて、都察院は洪武朝における性格と漸次異なつた形態をもつてくるのである。それは正統四年に出された憲綱と洪武の諸司職掌とを比較す

れば明瞭になるであろう。しかし、ここではそれを述べる餘裕がないので別の機會に譲ることにする。

注

① 拙稿「明代都察院の成立について」（史林四三卷二號）参照。この洪武十五年十月丙子朔にはじめて都察院と稱したことについて、今までかなり誤まり傳えられている。そのことについてはすでに上述の拙稿でもいさか言及したが、その他に氣のついたものでは、東洋歴史大辭典「都察院」の項でも十四年に御史臺を都察院と改めたとしている。またその文中で「洪武九年に御史臺の諸官を廢し、監察御史のみにした」というが、このこともまた大いなる誤謬であつて、洪武九年閏九月に廢止した官は、侍御史・殿中侍御史・治書侍御史の三官であり、御史大夫及び御史中丞はなお強權を持つたまま、洪武十三年胡惟庸の亂まで存續しており、その大事件發覺の端緒が御史中丞涂節の上告によつたことは有名な話である。しかるにこの東洋歴史大辭典より十五年をへた昭和二十七年に作成された世界歴史事典「都察院」の項においても、なおこの前者の誤謬がそのまま踏襲されていることは、實に驚くべきことと言わねばならない。なお最近中國で刊行された談遷の「國榷」卷七、洪武十五年十月丙子朔の條に、「更置都察院監察御史八人」といつているが、この監察御史は監察都御史の誤まりである。

② 太祖實錄、洪武十五年十月戊子（十三日）、同辛卯（十六日）、同甲午（十九日）の條に見える。

③ 同實錄、洪武十五年八月丁丑朔の條に、「詔禮部、設科舉取士。今天下學校。期三年試之。著爲定制」といい、爾來科舉が順調に整備されてきた。また同月辛丑（二十五日）に監察御史趙任が次のように上言した。
「臣聞。治天下。以得賢爲本。宣教化。以治民爲先。（中略）。於是又聘天下秀才。以資任用。臣愚以爲從古以來。知人不易。莫若考其經明行修。達於政事者爲一等。通曉四書。才兼幹濟者爲一等。量才授職。代彼舊官。其既代之官。就令布政使司按察司。考覈孰爲稱職。孰爲不稱職。孰爲平常。給以紙牌。遣赴吏部。再加考覈。若有公勤廉幹者。擢用之。庸怠貪鄙者。罷黜之。如此則官得其人。民被其澤矣。」

これに對して太祖は刑部尙書開濟等に曰つて、「設官分職。所以安民。官不得人。民受其害。今徵至秀才。不下數千。宜試其能否。考其優劣。然後任之以職。爾等定議以聞」といひ、開濟等は秀才選任の條件を七條にして上申したことが、實錄に

見えて いる。

(4) 同實錄、洪武十七年三月丙寅(二十九日)の條。なおこの條には、貫城についての詳細な説明がのべられている。

(5) 同實錄、洪武十七年閏十月癸丑(十九日)の條に「命天下諸司。刑獄皆屬刑部都察院。詳議平允。又送大理寺審覆。然後決之」(以下略)とある。國権によれば、卷八、太祖洪武十七年閏十月に、「令天下論獄。皆屬都察院評允。送大理寺審復。乃決之」と見える。この國権の記事からすれば、すべての論獄は、皆都察院に属するかの如くであるが、これは刑部の二字が脱落したものと解される。

(6) 大明會典として、正德會典と萬曆會典を挙げなければならぬが、ここでは都合によつて主に萬曆會典を利用した。

(7) 諸司職掌は、皇明制書の中に收められている外、玄覽堂叢書にもある。ここでは主として玄覽堂叢書本を使用した。

(8) 本文に挙げた六項目は諸司職掌に示す配列である。しかし諸司職掌を引用したという大明會典(萬曆)では、卷二百九、都察院「糾劾官邪」の條には、(1)(2)(5)(6)の四項目のみを挙げて、(3)(4)の項は卷二百十一「監禮糾儀」の條に移している。また王圻の續文獻通考卷八九によれば、「左右都御史。掌風紀。副僉都御史。爲之貳」とい、中央における都御史らの任務として、(1)(2)(6)の項を挙げ、「以憲綱。督監察御史」とのべて、内外有司の諸官の督察は、監察御史の出巡復命によつて、事を行うよう明示している。したがつて、洪武の諸司職掌に最も近い事例は、すでに挙げた明史の中の三項目、すなわち(1)(2)(6)などがそれに當るもので、明一代の職掌としてそのまま洪武の事項を踏襲している。

(9) 監察御史の印をはじめて鑄印したのは、洪武十五年九月十六日である(前掲拙稿参照)。その後、監察御史の印が如何につくられたかは、明史(卷七三)、昭代典則などに挙げているが、ここでは太祖實錄洪武二十三年八月己巳(十日)の條によつた。

(10) 南京都察院志卷三には都御史等諸官、ならびに監察御史を詳しく挙げている。しかし實錄とかなり相違するので、實錄で補正した。

(11) 和田清編「支那地方自治發達史」明代の項参照。

(12) 教民榜文は皇明制書に收録されたものに依つた。なお、(1)の書の末尾にも載録されている。その刊本については酒井忠夫著「中國善書の研究」を参照のこと。

(13) 太祖實錄、洪武二十七年四月壬午(十三日)の條。

(14) 小畠龍雄「明代鄉村の教化と裁判」(東洋史研究第十一卷五・六號)参照。

(15) 太祖實錄、洪武十八年四月壬寅(十一日)の條。